肥料制度の見直しに係るオンライン説明会の開催について

土づくりに役立つ堆肥や産業副産物の活用とともに、農業者のニーズに応じた柔軟な肥料生産等が進むよう、令和元年12月に肥料取締法の一部を改正する法律が公布・施行されました。改正後の「肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)」(以下「改正肥料法」という。)に基づき、令和2年12月1日から肥料の配合に関するルールや保証票の表示ルールの見直し等が施行され、本年12月1日から普通肥料の公定規格の改正や肥料の原料管理制度の導入等が施行される予定です。

このため、改正肥料法の施行に伴う制度見直しの内容について、肥料関係事業者の方々に広く 周知することを目的として、7月29日(木曜日)にオンライン説明会を開催します。

1. 開催日時

令和3年7月29日(木曜日)(Web会議システムによるオンライン形式) 第1部10時00分~12時00分 第2部13時30分~17時00分

2.内容

第1部

- (1)肥料法の概要
- (2)新たな配合ルール(令和2年12月施行)
- (3)表示ルールの見直し(令和2年12月施行)

第2部

- (4)ウェブ表示の運用方法(令和3年6月運用開始予定)
- (5)普通肥料の公定規格の改正(令和3年12月施行予定)
- (6)原料管理制度と帳簿の備付け(令和3年12月施行予定)
- (7)その他
- 注)必要に応じて、第1部のみや第2部のみなどの参加をお願いします。

3.参加申込方法

今回の説明会は、Web会議システムによるオンライン形式(参加者ご自身のPCやスマホ等を用いた視聴等)での開催です。

本説明会への接続方法は、以下の2種類を予定しております。

- ・Web会議システム (Zoom)による双方向接続 (質疑応答が可能です。)
- ・非双方向のLIVE配信(Youtubeによる視聴となります。)
- (1) 申込方法

参加を希望される方は、インターネットにより以下のお申込先に御氏名(ふりがな)、御連絡先(電話番号、メールアドレス)、勤務先・所属団体名等を明記の上、お申込みください。お電話でのお申込みは御遠慮ください。

なお、お申込みによって得られた個人情報は厳重に管理し、御本人への連絡を行う場合に限り利用させていただきます。

<参加お申込先>

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/nouan/hiryo_setumei_2021.html

(2) 申込締切

令和3年7月23日(金曜日)17時00分まで

(3) Web会議システムによる双方向接続の申込

申込が多数となり、回線数の上限 (300回線を予定) になりましたら、申し込みを締め切らせていただきます。

(4) 参加にあたっての留意事項

当説明会への参加にあたり、次の留意事項を遵守してください。これらを守られない場合は、参加をお断りする又は途中退席頂くことがあります。

- (ア)質問等で発言する場合を除き、マイクをミュートに設定すること。
- (イ)ウェブ会議を撮影、録音しないこと。(報道関係者による冒頭カメラ撮りを除く)
- (ウ)その他、事務局職員の指示に従うこと。

4.報道関係者の皆様へ

報道関係者で取材を希望される方は、一般参加者と同様に令和3年7月23日(金曜日)17時00分までに上記の「参加申込方法」に従い、お申込みください。その場合は、報道関係者である旨を明記してください。

5. 説明資料

説明資料は、下記のページに今後掲載する予定です。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/0729hiryo_setsumei.html

6.肥料制度の見直しに係る御質問について

肥料制度の見直しに係る御質問等については、こちらのフォームにて承ります。

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/nouan/200518.html

【お問合せ先】

消費・安全局農産安全管理課

担当者:瀧山、京増

代表:03-3502-8111(内線4508) ダイヤルイン:03-3502-5968